経済産業省

資料2

電力託送料金の査定方法等について

平成２８年5月２３日（月）

資源エネルギー庁
電力・ガス取引監視等委員会

１．託送料金認可手続について

２．電力・ガス取引監視等委員会について

３．託送料金の審査について

４．個別費目の査定について

５．事後評価等について

１． 託送料金認可手続について

託送料金認可手続きについて

- 託送料金については、電気事業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第７２号）附則第９条第１項に基づき電力会社から認可申請が提出された場合、経済産業大臣は、電力取引監視等委員会の意見を聴いた上で、認可を行う。

託送料金認可プロセス

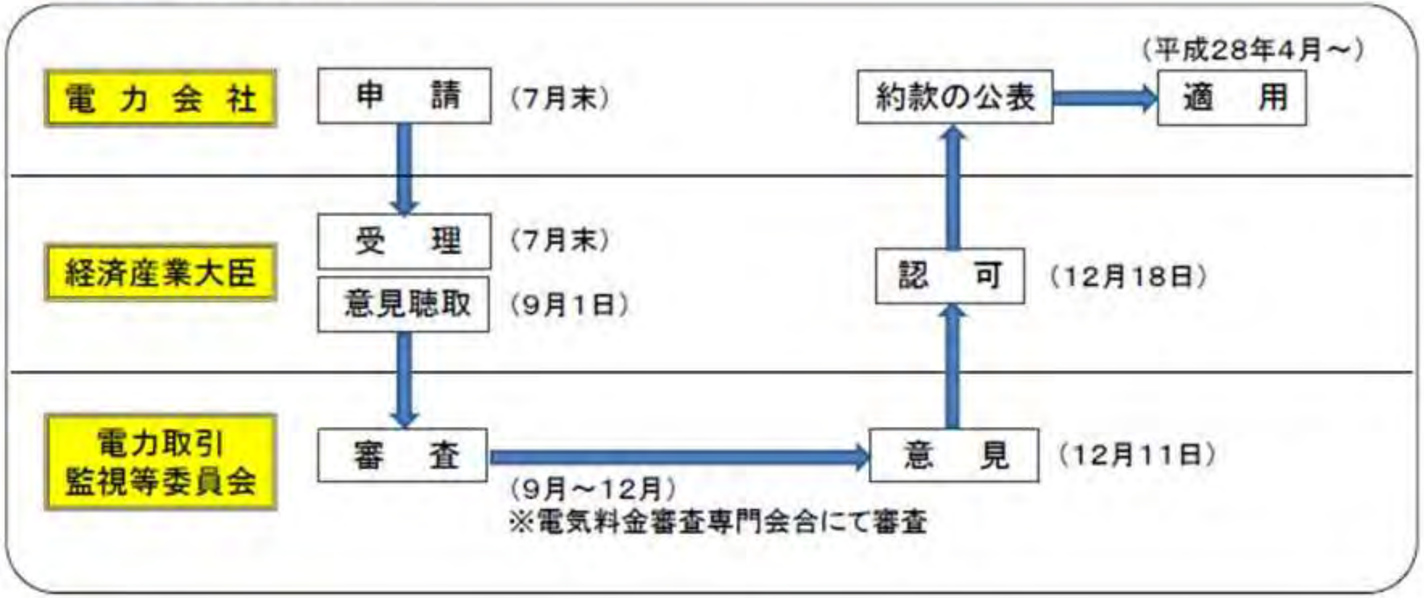

パブリックコメントについて

- 電力会社(１０社)の託送料金認可申請に際し、意見募集(パブリックコメント)を実施。延べ１５３件の御意見が寄せられた。

◇意見募集概要

（１）募集期間：平成２７年9月１日から平成２７年１０月３０日まで

（２）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページへの掲載等により周知を図り、e-Gov、電子メール、郵送により御意見を募集。

（３）意見総数：延べ１５３件

(内訳：消費者団体等２０件、個人２３件、民間事業者等７７件、その他(匿名等)３３件)

<御意見と見解の例（一部抜粋）>

御意見	見解
地域分散型電源、再生可能エネルギー等の増加などによって、送配電のコスト構造が変わっていくものと想定されます。電力供給の実態に即した託送料金制度の定期的な見直しを求めます。	電力取引監視等委員会の下に設置されている制度設計専門会合において、現在、需要地近接性評価割引を含む今後の託送料金制度の在り方について見直しが議論されているところです。すべてのネットワーク利用者にとっての公平性、広域的に望ましい設備形成の実現とこれに伴う託送料金の抑制等を勘案してその在り方を検討して参ります。
消費者に託送料金についての情報が確実に届き、内容を理解できるよう条件整備を求めます。検針を担う送配電事業者から小売り事業者に、託送料金の根拠となる情報を確実に提供することによって、小売り事業者が消費者に情報提供することができる条件を整えてください。	電力取引監視等委員会の制度設計専門会合において、適正取引ガイドラインについて議論しており、請求書等への託送料金相当分の明記等についても検討しているところです。また、電力取引監視等委員会のホームページ上で、総括原価方式の仕組み等についてＦＡＱ形式でまとめ公表しており、現在送配電事業者が認可申請中の託送料金については、電気料金審査専門会合で審議されており、その情報はホームページ上で公開されています。

２．電力・ガス取引監視等委員会について

電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力・ガス・熱システム改革の実施に当たり、健全な競争が促されるよう、**市場の監視機能を強化**するため、**経済産業大臣直属の組織**として、昨年９月に設立。
- ①**適正な取引**が行われているか厳正な「**監視**」を行うほか、②必要な**ルール作り**などに関して経済産業大臣へ「**意見・建議**」を行う。

経済産業大臣

↑ **②意見・建議**（ルール作りなど）

電力・ガス取引監視等委員会

委員　　　　　５名
事務局　約１１０名
（本省　　約６０名
　地方局　約５０名）

↓ **①厳正な監視**（報告徴収、立ち入り検査、事業者への勧告など）

電力・ガス市場（事業者）

（参考）電力・ガス取引監視等委員会事務局の監視業務イメージ

- 委員会は、新規参入者も含めた健全な競争が確保されるよう、**監査**、**報告徴収**、**立入検査**などにより、厳正な監視を行う。
- 不適正な行為があった場合、委員会は自ら事業者に対して**業務改善勧告**を行うほか、大臣に対して、事業者に**業務改善命令を行うよう勧告**を行うことができる。

【監視すべき行為の例】

消費者への対応

◆ 需要家が解約を申し出た際に、申し出に応じない／法外な額の解約金を請求する
◆ 苦情や問い合わせにまともに対応しない

新規参入者（競合者）への対応

①市場支配力の行使
◆ 大手が新規参入者に対抗して、著しく低い小売料金を提示する
◆ 大手が新規参入者への電気の卸売に関して、正当な理由なく、供給量を制限する／高額な料金を設定する

②送配電部門
◆ 新規参入者の発電所より自社の発電所を優先的に送配電ネットワークに接続する
◆ 送配電業務で知った新規参入者の情報を自社の営業部門に伝える

委員長・委員構成

- 委員は、**法律**、**経済**、**金融**又は**工学**の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

ハッタ タツオ
八田 達夫
（委員長）

【経済】
大阪大学 招聘教授
アジア成長研究所 所長

イナガキ リュウイチ
稲垣 隆一
（委員長代理）

【法律】
稲垣隆一法律事務所
弁護士

ハヤシ ヤスヒロ
林 泰弘

【工学】
早稲田大学大学院
教授

マルオ マサノリ
圓尾 雅則

【金融】
SMBC日興証券
ﾏﾈｰｼﾞﾝｸﾞ ﾃﾞｨﾚｸﾀｰ

ミノワ エミコ
箕輪 恵美子

【会計】
監査法人トーマツ
ﾊﾟｰﾄﾅｰ 公認会計士

電力・ガス取引監視等委員会の体制

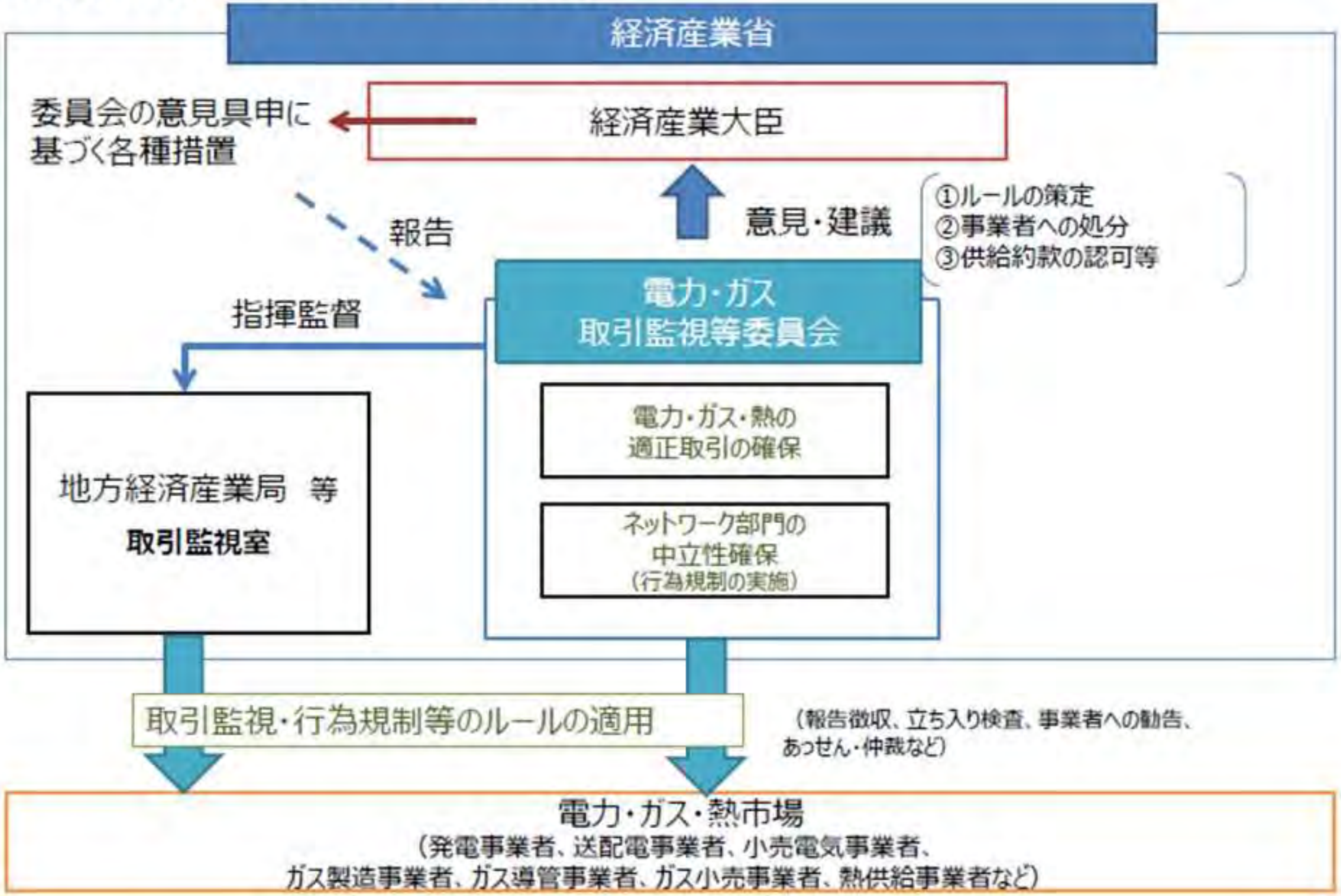

３． 託送料金の審査について

託送料金審査について

- 電力会社から経済産業省に提出された認可申請が、電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかどうかについて、「電気料金審査専門会合」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
- 電気料金審査専門会合がとりまとめた査定方針案をもって、電力取引監視等委員会（当時）において検討を行い、査定方針を策定。

検討の経緯

平成27年
- 7月29日　北陸電力、中国電力、沖縄電力より託送料金認可申請の提出
- 7月31日　北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力より託送料金認可申請の提出
- 9月1日　経済産業大臣より電力取引監視等委員会（当時）へ意見聴取

<電気料金審査専門会合において審議>
- 第1回(9月4日)　概要説明①（北陸、中国、沖縄）
- 第2回(9月7日)　概要説明②（北海道、東北、東京、中部、関西、四国、九州）
- 第3回(9月10日)　前提計画（需要想定・設備投資計画）、個別の原価①（人員計画・人件費）（北陸、中国、沖縄）
- 第4回(9月18日)　個別の原価②（経営効率化計画、設備投資関連費用、修繕費、スマートメーター関連費用）（北陸、中国、沖縄）
- 第5回(10月8日)　個別の原価③（燃料費、購入・販売電力料、公租公課、その他経費、控除収益）（北陸、中国、沖縄）
  ※以降、委員が３人１組になって査定方針案の検討
- 第6回(10月22日)　制度変更等に係る論点①（需要地近接性評価割引、離島ユニバーサルサービスに係る供給費、系統連系技術要件）（10社）
- 第7回(10月30日)　制度変更等に係る論点②（調整力コスト、発電・送配電の設備区分見直し、小売・配電の業務区分見直し）（10社）
- 第8回(11月6日)　制度変更等に係る論点③（需要地近接性評価割引）意見募集の結果報告（10社）
- 第9回(11月13日)　制度変更等に係る論点④（調整力コスト）、費用の配賦・レートメーク、検討を深めるべき論点①（10社）
- 第10回(11月20日)　検討を深めるべき論点②（高経年化対策、調整力コスト）（10社）
- 第11回(12月2日)　査定方針案の検討（10社）

- 12月2日　電気料金審査専門会合において査定方針案をとりまとめ
- 12月11日　第14回電力取引監視等委員会（当時）において査定方針を策定
- 12月18日　認可